

## 取組例 1-2 人権課題に関するトピック

### (1) 多様性を尊重する学校・学級づくり～「性の多様性」について考える～

それぞれの違いを知ること、人は違って当たり前であること、お互いを尊重すること、それを学ぶことは、人権感覚を養う大切な機会です。最近、性的マイノリティに関する言葉を耳にする機会が増えていますが、正しく理解している人ばかりではありません。子どもたちや身近な人たちの中に、生きづらさを感じている人がいるかもしれないという視点を持ち、性的マイノリティについて、理解を深めましょう。

#### ◆ なぜ、学校で「性の多様性」について学ぶのか

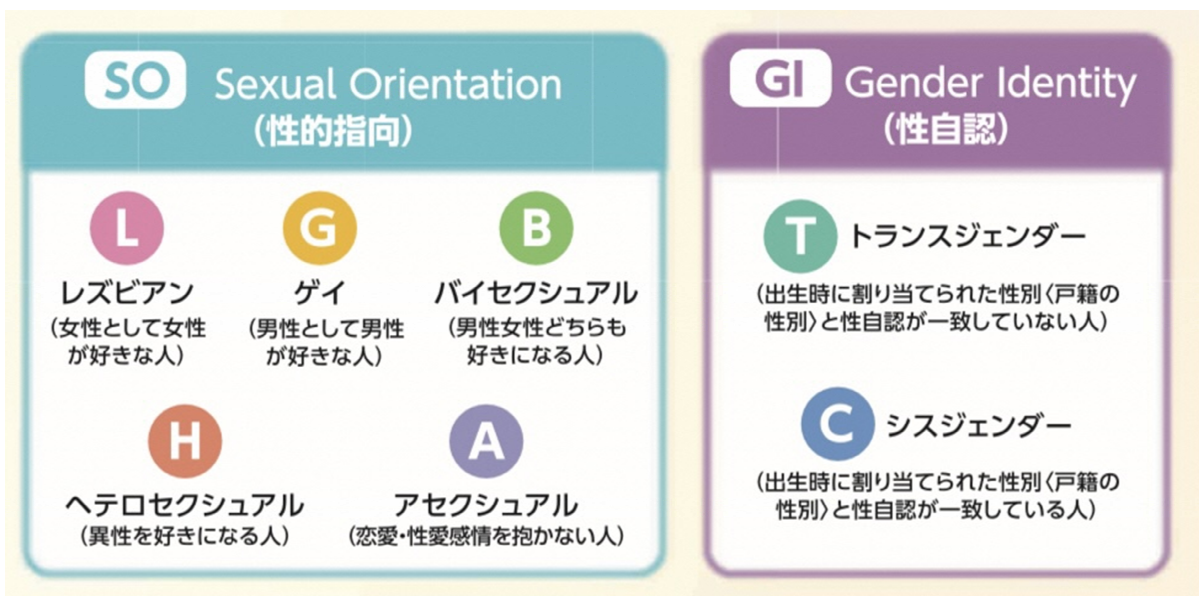
- 性的マイノリティ(性的少数者)のいじめ被害、不登校、自傷行為、自殺念慮、自殺未遂経験率が高いため。 →命の問題
- 全ての人が、自分らしく、誇りを持って生きることの大切さを感じられる人権感覚の育成を目指すため。

#### ◆ 多様な性のあり方

- ① からだの性 (Sex) 出生時に割り当てられた性別、戸籍の性
- ② こころの性 (Gender Identity) …性自認  
自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと
- ③ 好きになる性 (Sexual Orientation) …性的指向  
どの性別の人を好きになるか、誰も好きにならないか
- ④ ジェンダー (Gender) 社会によって作り上げられた男女の性差

#### ◆ LGBT から SOGI へ

LGBT は、性的マイノリティの総称として使われている言葉ですが、SOGI は、性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる人の性のあり方を尊重するために使われています。性は、個人の尊厳に関わるものであり、どの人の性のあり方も平等に尊重することが求められます。多様な性のあり方を尊重した言動を心掛けましょう。



## ◆ 学校における支援体制について

学校におけるトランスジェンダーに係る子どもへの対応を行うに当たって、まず子どもの思いをよく聞き取ることが大切です。その支援については、最初に相談（入学等に当たって子どもの保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱えることなく、組織的に取り組みましょう。学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進め、その子どもへの配慮と、他の子どもへの配慮との均衡を取りながら支援していくことが重要です。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体育着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を子どもが希望する呼称で示す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、またはレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

（文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」参考）

## ◆ 性的マイノリティ 人口の3～5%と推定

人口の3～5%と推定される性的マイノリティ。これは、学校で考えるとクラスに一人程度が存在することになります。しかし、それほど多いように実感されないのは、性的マイノリティが、ありのままの自分を隠している、または隠さざるを得ない状況にあるからだと考えられます。性的マイノリティについては、今後、社会や学校でも十分に理解が広がるようにしなければなりません。

### ◆ 誰もがありのままの自分でいられるために

性的マイノリティが、ありのままの自分でいられるようになるために、学校や社会にできることはたくさんあります。

例えば、保健室や図書室に性的マイノリティに関する書籍を置く、目に触れやすい場所にポスターを掲示する、公共の相談窓口を設ける、授業で多様な性について正しい知識を伝えるなどが、すべて肯定的なメッセージとなり、「ありのままの自分でいいんだ」と感じることでしょう。

こうした地道な取組が、自尊感情や自己肯定感を高めることにつながります。また、性的マイノリティが安心して集える場所づくりも重要な課題です。

（法務省委託 人権ライブラリー活用の手引き「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」参考）

## (2) ヤングケアラーへの理解と支援

家族のために日常的に家事や家族の世話などを行っている子どもたち。誰が気づき、寄り添い、どこに繋いでいけばよいのでしょうか。

### ◆ ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

厚生労働省HP参照

### ◆ 静岡県におけるヤングケアラーの実態

対象：静岡県内の小学校5年生から高校3年生（256,966人）

ケアをしているのは、全回答者の4.6%

家族のケアをしている子ども  
およそ22人に1人

○ケアをしている家族は、「兄弟姉妹」「母親」の割合が多い。

○世話の内容は、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が45.3%と最も高くなっている。以下、「兄弟姉妹の世話や保育所等への送迎など」（29.7%）、「見守り」（27.2%）、「外出の付き添い（買い物、散歩など）」（26.4%）、「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」（24.9%）の順となっている。

○ケアをしている子どものうち、2割超にあたる2,382人が「学校生活に影響がある」と回答。98人は「学校に行きたくても行けない」と答えるなど深刻なケースもある。

○自由記述欄からは、母子家庭のため家事をしている、兄弟が障害があるため面倒を見ている、親が病気のため世話をしているなどのほか、日本語が苦手な親に代わって通訳をしているなどの意見もあり、様々な家庭環境の中で、児童・生徒が身体的・精神的な負担を伴う家族へのケアを担っていることが窺われる。

### 【静岡県のヤングケアラー支援】

（静岡県ヤングケアラー実態調査（令和3年）参照）

調査結果の「当事者同士で話をしたい」という意見を反映して、令和4年度から、かつてヤングケアラーだった元当事者が子どもの相談に応じるピアサポート事業を実施。

## ◆ヤングケアラーの子どもが抱える問題(例)

- ・自分の時間がとれない
- ・宿題や勉強の時間がとれない
- ・睡眠が十分にとれない
- ・友人と遊ぶことができない
- ・学校の遅刻・早退が増える
- ・部活や習い事ができない・辞めた
- ・進路の変更を考えた・変えた
- ・学校に行きたくても行けない



### 〈学校・教職員の対応〉

- ・困ったときに相談しやすい雰囲気づくり。
- ・「学校や友達に知られたくない」という子どももいるため、無理に聞き出そうとしない。
- ・相談された時は、教員一人で抱えず、組織で対応し、関係機関と連携する。

## ◆ヤングケアラーの発見・把握に向けたチェックリスト

チェック欄	子どもの様子
	学校を休みがちである
	遅刻や早退が多い
	保健室で過ごしていることが多い
	精神的な不安定さがある
	身だしなみが整っていない
	学力が低下している
	宿題や持ち物の忘れ物が多い
	保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
	学校に必要なものを用意してもらえない
	部活を途中でやめてしまった
	修学旅行や宿泊行事等を欠席する
	校納金が遅れる、未払い

※チェック項目は、あくまで目安ですので、それぞれのケースに合わせ、校内で検討しながら対応してください。



(厚生労働省・文部科学省連携プロジェクトチーム「学校におけるヤングケアラーへの対応に関する調査」より)

## ◆ヤングケアラー関係機関との連携

- ・学校担当のスクールカウンセラー (SC) や、スクールソーシャルワーカー (SSW)
- ・静岡ヤングケアラー支援のためのヘルプデスク 054-344-5080
- ・静岡県電話相談、LINE 相談等 → 詳しくは、30 ページへ
- ・静岡県内児童相談所等
- ・24 時間子供 SOS ダイアル (文部科学省) 0120-0-78310
- ・子どもの人権 110 番 (法務省) 0120-007-110

\*各市町にヤングケアラーについての相談を担当する課があります。

各市町担当課にお問い合わせください。



### (3) 「生徒指導提要」について（令和4年12月 文部科学省）

今回の改訂では、「児童の権利に関する条約」および「こども基本法」の理念を踏まえた「子ども支援の視点」に立った生徒指導の推進がうたわれています。

留意点として、教職員の児童の権利に関する条約についての理解があげられています。

#### ①児童の権利に関する条約→12 ページも参照

児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の4つの原則を理解しておくことが不可欠です。

#### ②こども基本法 令和4年6月公布

「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、(中略)こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています。(第1条)。併せて、本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

### (4) 部落差別（同和問題）を解消しよう

地域の実情、子どもの発達段階に応じて、人は等しく基本的な人権を享有することを学ぶことが大切です。新たな差別を生むことがないように、その内容・手法等には配慮が必要です。

■平成28年「部落差別の解消の推進に関する法律」

■令和3年度静岡県教育委員会「人権教育の手引き」コラム「子らにさせまいこの思い」 本間肥土美氏

■法務局 HP 人権啓発ビデオ 人権アーカイブシリーズ「同和問題 未来に向けて」  
「えせ同和行為」

### (5) 外国人の人権を尊重しよう

多様なバックグラウンドをもつ人々とともに、一人一人の人権を尊重した社会を作っていくことが重要です。「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換えるなど、外国人だけでなく、子どもや高齢者、障害のある人など、様々な人に役立つ表現方法のひとつです。

■静岡県くらし・環境部 県民生活局多文化共生課作成

①チラシ「使ってみよう、やさしい日本語。」



[https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/043/778/r4chirashi.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/043/778/r4chirashi.pdf)

②動画「話そう、やさしい日本語。」 [https://youtu.be/hbRV2\\_VmMms](https://youtu.be/hbRV2_VmMms)



## (6) 感染症に関する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルスに対する関連する差別や偏見、人権侵害、誹謗中傷等は、絶対にすることなく、思いやりのある行動をとりましょう。

### ■ふじのくに静岡県公式ホームページ

①動画「やめよう!コロナ差別」「心のUDってなに?」



②新型コロナウイルス「STOP!誹謗中傷」アクション(冊子)

はじめよう「あたらしい心の様式」(動画)

## (7) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気ですが、「らい菌」は感染力が弱く非常にうつりにくい病気です。現在は、治療法が確立されています。病気等に対する偏見や差別を繰り返してはなりません。

### ■厚生労働省HP「ハンセン病の向こう側」中学生用/指導用パンフレット

### ■ハンセン病についての研修動画

NITS独立行政法人教職員支援機構ウェブサイト「校内研修シリーズ」

人権教育NO.100

「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つーハンセン病問題から学び、伝えるー」



## (8) SDGsと人権

SDGsとは、地球上で起こっている数多くの課題解決に向けて、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標」のことです。「誰一人取り残さない」という理念には、厳しい状況に置かれているさまざまな人のことを理解し、自分にできることを考えて取り組んでいく、つまり人権尊重の考え方がベースとなっています。

SDGsについて学び、子どもたちと一緒に、だれもが幸せに生きられる社会について考え、行動していきましょう。」

### ■公益財団法人 日本ユニセフ協会HP

①「SDGs CLUB」

②SDGs17の目標



### ■ジェンダーについての研修動画

NITS独立行政法人教職員支援機構ウェブサイト「校内研修シリーズ」

人権教育NO.117「学校における男女共同参画の推進

～無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づき、変革につなげるために～」

